

三次市教育委員会議案第3号

三次市民ホール館長代理の任命について

三次市民ホールの組織に関する規則(平成26年三次市教育委員会規則第5号)第3条第2項の規定により、別紙の者を三次市民ホール館長代理に任命することについて、議決を求める。

平成27年4月28日提出

三次市教育委員会教育長職務代理者 沖 田 稔